

明細書

作成日：平成 29 年 5 月 25 日

更新日：令和 7 年 6 月 12 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒680-0942）鳥取県鳥取市湖山町東 5 丁目 261 番地

（トットリケントットリシコヤマチヨウヒガシ 5 チョウメ 261 バンチ）

名称（フリガナ）：鳥取いなば農業協同組合

（トットリイナバノウギョウキョウドウクミアイ）

代表者（管理人）の氏名：代表理事組合長 清水 雄作

ウェブサイトのアドレス：<http://www.jainaba.com/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 3 類果実類

区分に属する農林水産物等：かき

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：こおげ花御所柿（コオゲハナゴシヨガキ）、Koge Hanagoshogaki

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：鳥取県八頭郡八頭町

5 農林水産物等の特性

「こおげ花御所柿」は、鳥取県八頭郡八頭町（旧郡家（こおげ）町）の在来品種で 200 年以上前から生産されている花御所柿を細やかな指導により栽培し、果色・熟度・生傷・ヘタスキ（ヘタと果実の間に隙間のある柿）・果形・大きさなど、厳正な規格を用いて選果をしたものである。

果実の形状は丸みを帯びた四角形で縦に切ると丸みのあるハート形であり、外観もオレンジ色で美しい。果肉の繊維がきめ細かで柔らかくまろやかな食感であり、果汁が多いことも特徴である。平均糖度は 17 度以上あり、高糖度の果実では 20 度を超えるものもある。

明治 45 年（1912 年）に全国「柿品種に関する調査」が公表され、鳥取県八頭郡大御門村原産の花御所柿が品質最上位に位置づけられており（農商務省農事試験場特別報告第 28 号）、昭和 22 年（1947 年）に行われた戦後初の全国果実展示品評会において、鳥取県産の花御所柿が柿の部の一等賞となるなど高い評価を得ている。

昭和 44 年（1916 年）からは、花御所柿の中でも果色・熟度・生傷・ヘタスキ・果形・大きさといった基準を満たすものを「こおげ花御所柿」として規格化した結果、「こおげ花御所柿」は花御所柿の中でも品質が高く安定しているとされ、現在にいたるまで進物・

贈答用として高い需要がある。

6 農林水産物等の生産の方法

「こおげ花御所柿」の生産の方法は、以下のとおりである。

(1) 品種

「花御所柿」を用いる。

(2) 栽培の方法

剪定・摘蕾・摘果など、着果基準（別紙1）に準じて行う。

(3) 選果

出荷に当たっては、出荷規格（別紙2）により果色・熟度・生傷・へタスキ・果形・大きさなどで選別し等級・階級に仕分けする。

(4) 最終製品としての形態

「こおげ花御所柿」の最終製品としての形態は、青果(かき)である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであること理由

「こおげ花御所柿」で用いられる「花御所柿」は、生産地である八頭町（旧郡家（こおげ）町）の在来品種であり、200年以上前から栽培されてきた。八頭町には「花（はな）」と呼ばれる地域があり、天明年間（1781～1788年）に花の住人であった野田五郎助が大和国（やまとのくに）の御所柿を一枝持ち帰り、渋柿に接木したことが発祥である。明治42年に、農林省園芸試験場の恩田鉄弥博士が地名に因んで「花御所柿」と命名した。

花御所柿は土層が深い畑地では樹勢が強くなり、樹が高くなり、果実の収穫が困難になるが、花を含む旧大御門村を中心とする八東川筋の土壌は下層が石礫で土層が浅く、柿の木が若木の時から収穫しやすい開いた樹姿に育てることが容易であったため、花御所柿の栽培が盛んであった。現在でも、花御所柿は、県東部の八頭町（旧郡家町）の丘陵地（土壌は褐色森林土で埴壤土）を中心に栽培されており、特に旧大御門村の一部の集落に集中している。

花御所柿の栽培管理にあたっては、地域の生産者により、適正な剪定・摘蕾・摘果など着果量を確保し品質を安定させるための着果基準が定められており、当該基準に準じた栽培が行われている。「花御所柿」は他の柿の品種と比較してへタスキの発生率が高く、へタスキが発生すると果実の外観を損なうとともにへタスキの周辺だけが早熟してしまうなど、「こおげ花御所柿」の特性が損なわれる。着果量の減少を防ぐため、生産者によって雄花がつきやすい樹には雄花がつきにくい系統が接ぎ木されている。さらに近年では、鳥取県園芸試験場により、雄花着生の少ない花御所柿の優良系統の選抜試験も行われている。

花御所柿の収穫時には、生産者による出荷査定会が実施され、果色が基準に達していない果実は出荷時期を遅らせるなど、熟度管理が行われている。収穫された花御所柿は、出荷規格に基づいた厳格な選果体制のもと果実1果ずつ、果色・熟度・生傷・へタスキ・果形・大きさ等の確認を行い、基準を満たしたものだけが「こおげ花御所柿」の名称で出荷される。

8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績

昭和 44 年に郡家選果場の統廃合に伴い「こおげ花御所柿」の名称でブランド化を開始した。具体的には、花御所柿の中でも果色・熟度・生傷・ヘタスキ・果形・大きさといった基準を満たすものを「こおげ花御所柿」とする規格を定めた。

平成 17 年から八頭町は、生産者・町・その他関係者等、産学官が一体となって「こおげ花御所柿」を核とした地域振興に積極的に取り組んでいる。包装用ダンボール、包装紙、のぼりなどに「こおげ花御所柿」の名称を統一して使用し、全国ブランドとしての一層の浸透に努めている。

9 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無等

(1) 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第 13 号第 1 項第 4 号ロに

該当する

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録）の年月日：

該当しない

(2) 法第 13 条第 2 項該当の有無（(1) で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

法第 13 条第 2 項第 1 号に該当

【専用使用权】

専用使用权は設定されている。

専用使用权者の氏名又は名称：

専用使用权者の承諾の年月日：

専用使用权は設定されていない。

法第 13 条第 2 項第 2 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用权】

専用使用权は設定されている。

専用使用权者の氏名又は名称：

専用使用权者の承諾の年月日：

専用使用权は設定されていない。

法第 13 条第 2 項第 3 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用权】

- 専用使用権は設定されている。
専用使用権者の氏名又は名称：
専用使用権者の承諾の年月日：
- 専用使用権は設定されていない。

10 連絡先

[Redacted contact information]